

事務連絡  
令和5年7月31日

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の施行及び  
ホームレス等の自立に向けた支援施策の推進について

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第8条第1項において、厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならないこととされています。今般、平成30年7月に策定した基本方針の適用期間が令和5年7月30日に満了することに伴い、同項の規定に基づき、新たな基本方針を策定しました（参考資料1）。

基本方針は、現にホームレス状態にある者のほか、不安定な居住の状況にある者等、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含め、その支援に係る取組方針等を示したものであり、各都道府県及び市町村におかれては、これに即した施策の実施が求められます。

各都道府県及び市町村の生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、貴管内の関係機関及び関係団体等に周知を図るとともに、ホームレス等の自立支援施策の実施に努めていただくようお願いいたします。

記

1 基本方針に即した施策の実施のあり方について

近年は、現にホームレス状態にある者のほか、失業、離職、減収、疾病により働けなくなったこと、家族関係の悪化等の様々な事情により、安定した住居を失い、不安定な居住の状況に陥る者など、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が一定数存在していることが確認されています。

こうした者はどの地域にも存在しうるものであり、ホームレス数が少ない地方公共団体においても、こうした者への支援のニーズは存在すると考えられます。

このため、各都道府県及び市町村の生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、地域の実情に応じ、現にホームレス状態にある者のほか、不安定な

居住の状況にある者も含め、きめ細やかな自立支援を実施できるよう、安定した住居の確保等に向けた支援体制を整備していただきますようお願いいたします。

なお、ホームレス等の自立支援施策の実施に際しては、当該者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、丁寧な相談を行った上で、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本であり、このためには、就業の機会や生活の基盤となる安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要です。

このため、一時生活支援事業による当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援など生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく各種支援や、その他の支援との連携も含め、ホームレス等の自立に向けて、総合的かつきめ細かな支援施策を講じていただくようお願いいたします。

## 2. 居住支援法人及び居住支援協議会の活用について

基本方針第 3 の 2 (2) のとおり、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が安定した居住の場所を確保するための入居の支援等に際しては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第 40 条に基づく居住支援法人（参考資料 3 参照）及び第 51 条第 1 項に基づく居住支援協議会（参考資料 4 参照）の活用が有効です。

例えば、当該者が民間賃貸住宅を確保することが困難な場合や、賃貸借契約に当たり保証人を得られない場合等に、居住支援法人や居住支援協議会と連携することにより、セーフティネット住宅（住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（※）の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅）等の民間賃貸住宅の情報提供や相談、生活支援、家賃債務保証業者の紹介など、住宅の確保に向けた支援を行うことが可能となります。

つきましては、居住支援法人等を活用しつつ、住宅部局とも連携して、住居の確保等に向けた支援を実施いただきますようお願いいたします。

※ 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

参考資料 1 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（令和 5 年厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）

参考資料 2 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の施行について（施  
行通知）（令和 5 年 7 月 31 日付け職発 0731 第 1 号・社援発 0731 第

4号厚生労働省職業安定局長・社会・援護局長通知)

参考資料3 居住支援法人の概要

参考資料4 居住支援協議会の概要